



Vol. 1 ★団体交渉ルール ★具体的な団体交渉ルールの定め方

弁護士 向井 蘭
狩野・榎本・岡法律事務所

団体交渉について

第1 団体交渉ルールとは？

はじめて団体交渉を開催する際、いつ、どこで、だれが何を話し合えばよいのか全くわからないと思われまます。外部の労働組合は、その点、何度も団体交渉を行っているので、どのように団体交渉を進めていけば、自分に有利になるのかを分かっています。それに対抗するためには、使用者も団体交渉について知識を深め、団体交渉を開催する際は、団体交渉出席者、団体交渉の開催時間、団体交渉の開催場所などについてルールを定めるべきです。

第2 具体的な団体交渉ルールの定め方

団体交渉出席者

団体交渉出席者は、労使双方が各々定めることが出来ます。ただし、全く決定権限のない者を団体交渉出席者とすることはできません。団体交渉は、合意にむけて協議を続けることに意義がありますので、全く決定権限のない者を団体交渉出席者とするとは、団体交渉拒否になりかねませんので、団体交渉には決定権限のある者のみを出席させるようにしましょう。

団体交渉の人数ですが、なるべく労使双方が同程度の人数で団体交渉できるように労

働組合に提案するべきです。従業員が所属する労働組合員もしくはその上部団体以外の外部の人間が団体交渉を傍聴することもあります。従業員が所属する労働組合員もしくはその上部団体以外の外部の人間は特段の事情がない限り団体交渉に出席することは出来ないため、団体交渉の出席を断つてもかまいません（ただし、上部団体の役員の出席を拒むことは出来ません）。

また、労働組合員が10名以上で団体交渉に大勢出席することがありますが、団体交渉は労使双方の代表（ただし1名とは限らないし、代表取締役が出席しなくとも良い）が団体交渉に出席すれば足り、大勢の労働組合員を団体交渉に出席させる必要はありません。労働組合にその旨言い、理解を得るようにしましょう。また、むやみに広い会議室で団体交渉をしないことも一つの方策です。

団体交渉の開催時間

一部の労働組合は、所定労働時間内に団体交渉を開催するよう求めてきます。

従業員は、所定労働時間内は、職務に専念する義務があります。会社は従業員に賃金を支払いますが、従業員は所定労働時間内は職務に、専念しなければなりません。し



たがって、会社は所定労働時間内に労働組合活動を行わせる義務はないのです。「会社は、ぎりぎりの人員で業務を行っており、所定労働時間内に組合活動をさせる余裕はありません」「ここ数年は残業も多く、所定労働時間内は仕事に専念していただきたい。所定労働時間内に組合活動をさせる余裕はありません」などと言って、労働組合に理解を求めてください。

かりに所定労働時間内に団体交渉を行うとすれば、その時間は従業員は仕事をしていないので、会社はその時間分を賃金カットすることができます。一番よくないのは、賃金カットもせずに、漫然と所定労働時間内に団体交渉をすることです。

団体交渉の開催場所

一部の労働組合は、よく団体交渉を会社内の会議室や施設で行うことを要求します。会社は、労働組合の言うとおりに会社内の会議室や施設で団体交渉を開催しなければならないわけではありません。労働組合活動は、所定労働時間外に、会社外の施設で行うことが原則です。会社は、会社内の施設管理権を有するので、会社内の施設を使

うか使わないかは会社の自由なのです。団体交渉の場所は、会社外の時間貸しの会議室がおすすめです。会議室の使用料は会社がもちましよう。会社が使用料を負担することで、団体交渉の場所や団体交渉を開催する時間帯について、会社が主導権を握ることが出来ます。

「会社内に余裕のあるスペースはなく、会社内の施設を使用できません」「突発的な業務が発生すれば、会社内の施設で会議等をする必要があるので、会社内の施設は使用できません」などと言って、労働組合に理解を求めてください。ただし、会社外の施設といっても、著しく不便な場所であえて団体交渉を開催した場合などは、団体交渉拒否となるおそれがあるので注意してください。

次回は、今回の項目以外の団体交渉ルール、団体交渉ルールの具体的な文例などについて説明します。



お気軽にご相談ください

弁護士向井蘭に御用の場合は、お気軽にお電話ください。

弁護士 向井 蘭 (E-mail:r.mukai@mbm.nifty.com)

狩野・榎本・岡法律事務所 TEL:03-3288-4981 FAX:03-3288-4982

〒102-0083 東京都千代田区麴町4-2-6 第2泉商事ビル8階

執務時間:10:00~17:00

